

入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について

平成 26 年 2 月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

そのために、入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務手続きを遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須である。

一方、国や地方公共団体が発注する公共工事などの入札や契約をめぐる、入札妨害（公契約関係競売等妨害）や官製談合、汚職事件の摘発あるいは不正・不適正な事案の発生は後を絶たず、本市において万が一このような不祥事が発生したときは、本市に対する市民の信頼を大きく失墜させ、市政の混乱・停滞を招くことは必定であり、不祥事の発生を未然に防止するためのあらゆる策を講じておく必要がある。

平成 25 年 1 月、本市は、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会から、「公正な入札の確保に向けて」という提言を受けた。提言のなかでは、職員が不祥事に関与することを防止し公正な職務執行を確保する方策の検討を求めており、とくに、入札情報の管理については情報漏洩の完璧な防止を求め、公表前に入札情報は外部漏洩の疑いがあるというだけで、入札結果に直接影響を与えたり業者との癒着の疑惑を抱かれ、入札や契約に対する市民の信頼性を失墜させることになるため、公表までは厳正・厳格に取扱わなければならないといったことについて言及している。

この提言を受けて、平成 25 年 5 月、本委員会は、「入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について」をとりまとめ、具体的な改善策を講じていくこととし、取組みを進めてきたところである。

しかしながら、本市職員が内規に違反して複数の関係業者と会食をしたり、契約相手方を決定する手続き中に電話連絡をしていたことが、最近の新聞報道等で明らかになった。このような行為は、関係業者との癒着の疑念を市民に抱かせるばかりでなく、汚職事件に発展するといった危険性をはらんでいる行為であり、違法性は確認されていないがまことに遺憾なことである。いまいちど、本市職員のコンプライアンス意識の徹底に向けて、全力で取り組む必要がある。

本書は、入札契約事務に関わる職員*のコンプライアンス意識の向上に資する観点から、とりまとめたものである。職員一人ひとりが、本市のコンプライアンスの取組みについて十分に理解を深めるとともに、職場での研修に本書を活用していただき、公正な職務執行を確保し、不正・不適正事案の発生防止に努めるよう強く望むものである。

1 今年度の取組み

平成 25 年 5 月、本委員会がとりまとめた、「入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について」に基づき取組みを進めてきたところであるが、具体的な改善策は次に掲げるとおりである。

1 コンプライアンス確保のための体制整備

(1) 入札情報の管理の徹底

【委員会構成局】※標準案作成は、契約管財局

ア 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理（情報漏洩防止）のマニュアル整備
⇒ 「入札契約情報管理ガイドライン（標準案）」の作成（平成 26 年 2 月制定）

●参考

（水道局の取組み） 「設計業務委託における予定価格等の情報管理マニュアル」を作成

（都市整備局の取組み） 「工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領（平成 25 年 4 月制定）」、「同運用細目（同）」、「同運用の手引き（同）」を作成

【全所属】※作成は、契約管財局

イ 「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の充実

●監視委員会の提言を受けた記載内容の充実 など

⇒ 「公正契約職務執行マニュアル」の制定（平成 25 年 12 月制定）

【全所属】※作成は、契約管財局

ウ 「入札事務処理要領」の整備

●現在運用中の要領の内容を見直し

⇒ 「一般競争入札事務処理マニュアル」の作成（平成 26 年 2 月制定）

●参考 公営企業は別途制定

【全所属】

エ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知

●業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知

⇒ 執務室等に周知ポスター掲示（平成 26 年 1 月各所属あて通知）

【全所属】※作成は、契約管財局

オ 書類審査時における入札参加者の秘密保持

●電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底 など

⇒ ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」（平成 25 年 9 月改正）
・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」（平成 25 年 12 月制定）
・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」（平成 26 年 3 月改正）

(2) 不正行為や不当圧力の排除

【委員会構成局】※作成は、契約管財局

ア 外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止

- ⇒ ・「公正契約職務執行マニュアル」（平成25年12月制定）に明示 再掲
・執務室等に周知ポスター掲示（平成26年1月各所属あて通知） 再掲

【委員会構成局】

イ 必要に応じて録音録画装置の設置

- ⇒ 【録音録画装置】
・設置済み 5所属 【未実施：1所属（設置に向けて検討中）】
【電話機通話録音装置】
・設置済み 5所属 【未実施：1所属（設置に向けて検討中）】

【全所属】

ウ 「要望等記録制度」、「団体との協議等のもち方に関する指針」、「説明責任を果たすための公文書作成指針」などによる不当圧力対応の記録の義務化

- ⇒ 「公正契約職務執行マニュアル」（平成25年12月制定）に明示 再掲

【全所属】

エ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲）

- ⇒ 執務室等に周知ポスター掲示（平成26年1月各所属あて通知） 再掲

【全所属】

オ 「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の充実（再掲）

●オープンスペース・原則複数職員対応、団体要望対応（協議）などの明文化

- ⇒ 「公正契約職務執行マニュアル」（平成25年12月制定）に明示 再掲

【全所属】

カ 「不当要求行為・クレーム対応マニュアル（総務局、政策企画室作成）」の活用

- ⇒ 「公正契約職務執行マニュアル」（平成25年12月制定）に明示 再掲

(3) コンプライアンス研修の実施

ア 区長・局長級など幹部職員向けコンプライアンス研修の実施

- ⇒ 所属長契約事務コンプライアンス研修を実施（平成25年12月）（契約管財局主催）
講演テーマ「公務員犯罪と公務員の服務・倫理について」
講師 岩本安昭弁護士
参加者数 所属長 38名 ほか

イ 実務者向け契約事務研修におけるコンプライアンス関連情報提供の強化

- ⇒ ・初任者対象契約事務研修を実施（平成25年6月～7月）（契約管財局主催）
・中堅職員～係長級を対象の夜間スキルアップ講座（平成26年2月）
講演テーマ「契約事務の基礎知識」
講師 契約管財局職員（職員人材開発センター主催）
参加者数 160名

- ・係長級・主務職員対象契約事務コンプライアンス研修（平成 26 年 2 月）（契約管財局主催）
 講演テーマ「入札談合等の防止に向けて」
 講師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 経済取引指導官
 参加者数 73名
- ・各所属への調達担当職員契約事務研修（平成 25 年 10 月）（契約管財局職員講師派遣支援）
 参加者数 15名

2 不正の端緒の早期把握と迅速な対応

（1）不自然な入札（疑義案件）の調査

【契約管財局：ア～オ】

- ア 疑義案件選定基準の作成（非公開）
- イ 疑義案件の調査分析
- ウ 疑義案件の取扱い
 - 入札中止、発注ロット見直し など
- エ 監視委員会における審議
- オ 疑義案件・不正入札の継続的な研究
 ⇒ 「談合情報等対応マニュアル」の改正（平成 25 年 12 月）

（2）談合等不正行為に関する情報への対応

【契約管財局】

- 「談合情報等対応マニュアル」の充実
 - 疑義案件の調査、関係職員に対する事情聴取、業者に対する事情聴取内容の非公表化、契約管財局以外の対応に関して契約管財局へ報告・契約管財局が公正取引委員会・警察へ報告（分析結果を直接説明） など
- ⇒ ・「談合情報等対応マニュアル」の改正（平成 25 年 5 月・12 月） 再掲
 ・「大阪市入札等監視委員会開催運営要領の改正」（平成 26 年 2 月）

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築

（1）電子入札の適用範囲拡大

【電子入札端末設置局】

- 測量・建設コンサルタント業務関係の入札の全件電子入札化（平成 25 年 8 月実施予定）
 ⇒ 実施済み（平成 25 年 8 月）

（2）設計情報に関する公開の推進

【委員会構成局】

- 設計情報の公開のあり方の検討
 - 情報公開基準の策定 など
- ⇒ 「入札契約情報管理ガイドライン（標準案）」の作成（平成 26 年 2 月制定）
 - 参考
 （都市整備局の取組み） 「工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領（平成 25 年 4 月 1 日制定）」などを作成（再掲）

(3) 無作為係数の導入

【電子入札端末設置局：ア～ウ】

工事入札

ア 最低制限価格等に無作為係数を導入（平成 24 年度から施行）

- 不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するための別の方策も継続検討

イ 無作為係数の設定範囲について平成 24 年度の入札状況などを検証し必要に応じて改善（平成 25 年度中）

⇒ 実施済み（平成 26 年 1 月）

測量・建設コンサルタント入札

ウ 最低制限価格等に無作為係数を導入

- 不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するための別の方策も継続検討

⇒ ・実施済み（平成 25 年 5 月）

・「配水管布設工事等の設計業務委託に関する調査報告書」のとりまとめ（平成 25 年 7 月）

・発注ロットの見直し（送配水幹線設計及び配水管布設工事設計業務委託）（平成 25 年 7 月）

4 その他

(1) 他の発注機関の取組事例の調査検討

【契約管財局】

政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査

⇒ 情報収集（随時実施）

(2) 定期的な人事異動

【全所属】

ア 業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限

イ 価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動

⇒ 「公正契約職務執行マニュアル」に明示（平成 25 年 12 月制定） 再掲

(3) 不正行為に関与した職員に対する処分等

【全所属】

大阪市職員基本条例（平成 24 年条例第 71 号）に基づく職員の懲戒処分及び損害賠償請求

- 具体的な内容について実務者向け研修等による周知徹底

⇒ 初任者対象契約事務研修・所属長契約事務コンプライアンス研修を実施 再掲

(4) その他

【契約管財局】

ア 取組みの措置状況について監視委員会に報告

⇒ 監視委員会に報告（平成 25 年 10 月・12 月・26 年 2 月）

【委員会構成局】

イ 入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みの継続的な検討

⇒ 継続検討（随時実施）

2 今後の取組みについて

このように、平成 25 年度において集中的に、入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みを強化してきた。入札契約事務に関わる職員は、コンプライアンス意識の向上あるいはその徹底を図る観点から、今後も継続的な取組みが重要であると考えている。

本委員会としては、各種マニュアル等の随時見直しや、コンプライアンス研修の定期的な実施、執務室における録音録画装置の設置推進、捜査機関等とのさらなる連携強化、他の発注機関などの不祥事案の調査研究など、ハード・ソフト両面から、コンプライアンスに関するあらゆる具体策を講じることにより、公正な職務執行を確保し、入札契約事務に関する不正・不適正事案の発生の未然防止を図ってまいりたい。

入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について

大阪市入札契約制度改善検討委員会

本市が発注する公共工事、物品調達、委託業務などの入札や契約の事務手続きを行うにあたっては、公平性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保などに重点を置きながら取組みを進めてきた。入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務を遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須である。

一方、未だに全国各地で、官製談合・入札妨害・汚職事件の摘発あるいは不適正な随意契約など入札契約をめぐる不正・不適正な事案は後を絶たず、このような事案が世間で明るみになると、業者との癒着の疑惑や、本市の入札や契約、ひいては市政に対する市民の信頼性を失墜させることになる。

平成 25 年 1 月には、大阪市入札等監視委員会から、公正な入札の確保に向けた提言を受け、職員が不祥事に関与することを防止し公正な職務執行を確保する方策の検討を求めるとともに、入札情報の管理についても、公表までは厳正・厳格に取扱わなければならないとし、とくに情報漏えいの完璧な防止について言及している。

さらに、市会においても、特定の入札の結果が不自然であるとの指摘があり、この疑念を払拭するべく改善に取り組む旨の議論がなされたところである。

以上のことから、今般、本市職員による入札契約事務に関する不正・不適正行為を防止するコンプライアンスに関する取組みをさらに強化するため、次のとおり対策(平成 25 年度入札契約事務に関するコンプライアンスの取組み)を取りまとめたものである。

1 取り組むべき課題

別紙のとおり ※別紙は、省略

2 対象職員

一般職に属する職員のうち、設計図書(図面、仕様書、現場説明書、机上説明書及び質問回答書を含む。)及び仕様書(図面及び明細書を含む。)の作成、発注単位の決定、資格要件の設定、業者選定、設計金額又は予算金額の作成、入札及び契約の方法の選択、予定価格の作成、低入札価格調査制度における調査基準価格(数値的判断基準を含む。)及び最低制限価格の設定、資格審査、入札執行、契約相手方の決定、契約締結(変更契約及び契約解除を含む。)、監督、検査(中間検査及び契約解除時における出来高査定を含む。)、契約の履行状況の確認(請負工事の施工体制の確認、業務委託契約の履行確認を含む。)、請負工事及び測量・建設コンサルタント等業務の成績評定、請負工事及び測量・建設コンサルタント等業務の優良表彰並びに入札参加停止措置及び資格制限を担当又は関与した職員

3 実施時期

平成 25 年度中を目途に実施(予定)